

資金不足等解消計画書

秋田県仙北市
仙北市病院事業

第1 資金不足等による許可公営企業となった要因の分析

仙北市病院事業は、市立田沢湖病院及び市立角館総合病院で構成されており、決算統計上も市立田沢湖病院及び市立角館総合病院の2会計となっている。

市立田沢湖病院については、産休や育休等で休職となっていた看護師の復職により、患者の受け入れ態勢が整ったことなどから、入院、外来ともに患者数が増加した。これにより、医業収益が増加した。一方費用については、主に職員給与費の減少により前年度より減少した。また、引き続き一般会計から適正額の繰入れを受け、一時借入金は前年度より 49,000 千円減少し、純利益についても 23,024 千円の黒字となった。

市立角館総合病院については、入院、外来ともに患者数が前年度より減少したものの、その分を診療単価の増で補うなどして、前年度より 104,221 千円の増収となった。特に外来収益は透析患者の増により 53,776 千円(5.6%)の増収となった。入院収益については、令和2年度から脳神経外科医が不在となることから、令和2年3月において、当該診療科の患者や手術を抑制したこともあり、743 千円の増収に留まった。一方費用は、主に職員給与費や減価償却費の減により減少した。その結果、純利益は前年度より 873,822 千円改善(特別利益、特別損失を除いた経常損益では 167,336 千円の改善)したものの、188,107 千円の赤字となった。また、キャッシュベースで運転資金が不足し、一時借入金残高は前年度より 60,000 千円増加した。

仙北市病院事業全体としては、深刻な資金不足に対応するため、昨年度と同様に一般会計から追加の繰入れを行うなどして収益を補てんしたが、一時借入金が増加したため、資金不足比率は前年度より 2.2%改善(百万円単位の算出では 2.1%改善)に留まり、依然として 10%を超える資金不足比率となった。

第2 計画期間

平成29年度から令和11年度まで13年間

(10%を下回る資金不足解消期間 平成29年度から令和8年度まで 10 年間)

第3 効率化・経営健全化の取組

(1) 投資・財政計画に関する事項

平成28年度に建物の老朽化に伴い市立角館総合病院の移転改築、医療機器の購入を行った。今後は投資規模の適正化、整備進度の調整等に配慮し、収益や患者数の動向を踏まえ過大・過度な先行投

資とならないよう適切な事業実施に努める。

(2) 組織、人材、定員、給与に関する事項

医療サービスを安定的かつ継続的に提供するため、医師・看護師等の人材確保に努めつつ、病床数の削減や病床機能の変更に応じた人員の適正配置を図り、人件費の削減を図る。人材確保については、特に医師について、大学医局へ定期的に首長・病院長・事務長等による挨拶及び増員依頼を継続し、医師確保の案件が発生した場合は、すぐに会いに行くことを心掛ける。医師等修学資金貸付制度など、独自の医師、看護師・コメディカルの人材確保対策を行う。人材確保後は研修等による人材育成も積極的に行う。

人員の適正配置による人件費の削減については、施設基準や病床数、病床機能に応じた人員配置に配慮しつつ、業務の効率化に取り組み実現を図る。

(3) 広域化に関する事項

現在の医療機能の充実を基本としながら、不足する機能については他の区域との連携を図り、将来の医療需要に対応したバランスのとれた医療機能を持つ体制を目指す。令和元年度に市立角館総合病院と大曲厚生医療センターとの間で医療機能連携協定が締結されたところであるが、さらに、市立田沢湖病院や市内診療所との連携強化を図る。

(4) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

経営形態の見直しとして、民間的経営手法の導入を図る観点から、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入などにより経営形態を改めるほか、民間への事業譲渡や診療所化を含め、事業の在り方を抜本的に見直すことが求められているが、PFI導入については相当の検討が必要であると認識している。

(5) その他の経営基盤の強化に関する事項

経営改善による財源確保に加え、なお不足する財源について、市当局と協議し、ルール化したうえで必要額の繰入を行っている。

新公立病院改革プランに基づく施策の実施により収益の増加と支出の削減を図る。

レセプトデータを活用した経営分析レポートの共有を通じて、職員の経営参画意識の向上を図る。

医師の招へい活動を継続し、医師の人脈や仙北市に関係する方々からの紹介など、あらゆる機会をとらえるとともに、今後も粘り強く最大限の努力をもって医師の確保に努める。

(6) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

資金不足比率については、平成29年度末退職の市立角館総合病院精神科医師の補充が難航し、精

神科入院病棟の休床が続いていることや患者数減少の影響から、医業収益が落ち込み、一般会計からの繰入れに依存した経営状況となっている。

また、令和元年度から元利償還金のピークである令和3年度まで厳しい状況が続く見通しである。

こうした状況に対応するため、令和元年度に既存の解消策に加え、外部機関による経営診断の実施や総務省の地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業を行ったところである。その際の指摘事項や提案については可能なことから実行し、検討が必要なものについては両病院に共通して設置した経営改善委員会において話し合い、病院全体で協力して取り組むことにより、資金不足比率を令和8年度に10%未満に、令和11年度に解消し算定外となる見込みである。

(7) 資金管理・調達に関する事項

適正かつ効率的な資金管理及び資金調達に努める。

新型コロナウイルス感染症に伴う医業収益の落ち込みを補うため、特別減収対策企業債を発行し、運転資金に充てる。

(8) 情報公開に関する事項

仙北市医療局ホームページに掲載し、積極的に地域住民へ周知する。

(9) その他重点事項

計画期間中の診療報酬の改定など、外的要因に柔軟に対応するため、常に計画の進捗状況を意識し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

市立田沢湖病院については、慢性期医療と災害拠点病院への支援を担い、大仙・仙北二次医療圏内唯一の障がい者施設等一般病棟としてその役割を果たしている。

市立角館総合病院については、大仙・仙北二次医療圏の中核的な役割と一般急性期医療を担う仙北市の中核的病院となっている。

(2) 公営企業として実施する必要性に関する事項

仙北市病院事業は2つの病院と医療局で構成されている。

病院事業については、地方公営企業法適用の主旨である「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」を目指し、2病院・医療局を一つの公営企業として運営するものである。

第4 資金不足等を解消するための方策

- (1) 病床数及び病床機能に応じた適正な人員配置による人件費の削減
- (2) 常勤医師の確保
- (3) 外部機関による経営分析を実施し、他病院との比較や自院の状況のみえる化を図り、目標値を設定
- (4) 病院までの交通手段(患者移送のきめ細かさ)の確保
- (5) 勤務環境の改善及び人材の育成
- (6) 診療科ごとの分析と市民ニーズの評価
- (7) 積極的な健診・検診の受入れや介護施設・診療所との更なる連携による患者の確保
- (8) 業務の見直しにより取得可能な新規加算を模索し、診療単価の増を図る
- (9) すでに取得済みの加算については、病院全体で協力して取り組み、算定件数の増を図る
- (10) 常勤医師の不在により休床となっている市立角館総合病院の精神科病床について、他の病床機能に転用した上で病院全体の病床数を見直しする
- (11) 仙北市病院事業経営改善委員会を設置し、地方公営企業アドバイザーや経営診断により提案された事項等の審議

第5 各年度ごとの第4の方策に係る収入及び支出に関する計画

別紙参照

第6 各年度ごとの地方財政法による資金不足の比率の見通し

(単位:%)

年度 資金不足比率	計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成29年度)	令和8年度 (第10年度)	以降計画完了の年 度まで左の欄に同じ
地方財政法による 資金不足比率	14.3	17.3	7.0	—

※資金不足比率は令和3年度をピークに、その後減少に転じ、令和8年度に10%を下回り、令和11年度には資金不足が解消する。

第7 その他経営の健全化に必要な事項及び従来行ってきた措置

- (1) 医事業務及び病棟・事務部門の委託化
- (2) 最低限のスタッフで最大限の病床利用及び外来対応
- (3) 医療材料、消耗品等の一括購入と徹底した在庫管理
- (4) 可能な委託業務関係を医療局に一元化
- (5) 院内医療対策協議会において徴収規程を作成し、未収金対策を強化
- (6) 市立角館総合病院と市立田沢湖病院の給与事務と出納事務を医療局に一元化

様式第3号

- (7) 診療報酬改定に対応する医療機能に見合った診療報酬の確保
- (8) 市立角館総合病院の適正な病床数の検討
- (9) 組織を一元化したうえで、病院事業管理者を設置
- (10) 医療局の人件費を一般会計にすべて移行し、更に、一般会計補助金(基準外繰入金)10,000 千円を年次計画において繰入
- (11) 「市立田沢湖病院経営安定化計画」を策定し、一般会計から基準外繰入金として年間1億円を繰入
- (12) 一般会計繰入金の繰出基準の見直し
- (13) 地方公営企業アドバイザー派遣事業の活用と経営診断の実施